保護者の皆様へ

前回マイナンバー提出により認定を受けている方へ送付しています

沖縄県立西原高等学校 校長島田純 (公印省略)

令和5年7月~令和6年6月までの

高等学校等就学支援金(授業料支援・Ⅱ期)の申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援を行う制度です。

支援を受けるには、必ず申請を行う必要がありますので、下記のとおり書類を提出してください。なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されるため、 生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

平成31年4月から個人番号(マイナンバー)を利用した税額照会ができるようになっております。前回マイナンバー提出により認定を受けている方は、原則書類提出の必要はありませんが、下記の場合は、学校へご連絡ください。

記

- 1 学校への連絡が必要な場合
- (1) R4.7 月(1年生は R5.4 月)~R5.6 月の期間で、保護者(親権者等)の情報に変更があった(離婚、死別、養子縁組、名字の変更など)
- (2) 保護者の R4.1.1 時点で居住の市町村と R5.1.1 時点で居住の市町村が異なる (住民税の課税市町村が変わるので、税額照会が正しく行えない)
- (3) R4.1.1 時点で国内に住所を所有していなかったが、R5.1.1 時点で国内に住所を所有 している
- 2 連絡期限 **令和5年6月28日(水)**
- 3 留意事項
- (1) 自営業や不動産収入がある方で税の申告がお済みでない場合は、市町村への税額照会ができませんので、早急に課税市町村での確定申告をお願いします。
- (2) 税額照会の結果、保護者(親権者)等の「令和5年度市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整除額」の合計が304,200円以上の場合、授業料を納めていただくことになります。

<問い合わせ先> 西原高校事務室(担当 照屋・新垣)

TEL: 098-945-5418